

知っておきたい！国民健康保険

社会保険など他の健康保険に加入したとき

社会保険など他の健康保険に加入したときは、国民健康保険の資格喪失の手続きが必要です。

社会保険の被保険者証が交付されるまでの間、国民健康保険被保険者証を使用すると、町が負担した医療費を返還していただく場合がありますので、必ず資格喪失の手続きを行ってください。

◎**手続きに必要なもの**

- ・他の健康保険から交付された被保険者証
- ・国民健康保険被保険者証
- ・印かん
- ・個人番号(マイナンバー)が確認できるもの

修学のため、家族と離れて他の市区町村に住むとき

修学のため、他の市区町村へ転出する方は、届出により横芝光町の国民健康保険の被保険者となることができます。この場合は、既に在学されている方も含めて、毎年被保険者証の交付手続きが必要です。

◎**手続きに必要なもの**

- ・在学証明書(4月1日以降に発行されたもの)
 - ・印かん
 - ・個人番号(マイナンバー)が確認できるもの
- ※学校を卒業後に他の保険に加入したときは、資格喪失の手続きが必要です。

被保険者証の再発行

被保険者証を紛失したり、誤って破いたりしてしまつたときは、被保険者証を再発行できます。

◎**手続きに必要なもの**

- ・本人確認ができる証明書(運転免許証など)
- ・印かん
- ・個人番号(マイナンバー)が確認できるもの

国民健康保険税の納付

国民健康保険税は、4月から翌年3月までの1年分を8期に分けて納付していただきます。

国民健康保険税に未納があるとき、「短期被保険者証」(有効期限が3か月以内のもの)が交付され、納期限から1年を過ぎても未納がある場合は、被保険者証を返還していただき、代わりに「被保険者資格証明書」(医療費はいったん全額自己負担)が交付される場合があります。

また、納期限を過ぎると督促状が送付されるほか、延滞金の納付義務が生じ、

法令に基づく滞納処分を受ける場合がありますので、お早めに納付してください。

高額療養費支給申請のお忘れはありませんか

1か月(月の初めから終わりまで)の医療費(※)が自己負担限度額を超えた場合は、申請によりその超えた分が高額療養費として支給されます。

該当する方には、診療を受けた月のおおよそ2か月後に、住民課国保年金班から高額療養費支給申請のお知らせを送付します。通知が届きましたら、忘れずに申請をお願いします。

※保険適用となる費用で、食事代や

差額ベッド代などの自費分は対象となりません。

◎**制度に関すること**

- 住民課国保年金班 ☎(84) 1214
- ◎**納税に関すること**
- 税務課収納対策班 ☎(84) 1212

